社会福祉法人○○○会　理事会議事録

令和○○年○○月○○日、理事長○○○○が、理事及び監事に対して理事会の決議の目的である事項（議案）についての提案を行い、当該議案について、理事全員からの書面（又は電磁的記録）による同意の意思表示及び監事全員からの異議がない旨の申し出を得た。併せて、理事会に報告すべき事項について通知を行った。

このため、社会福祉法第45条の14第9項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び定款第〇〇条第〇項の規定に基づき、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした。

また、社会福祉法第45条の14第9項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第98条の規定に基づき、当該報告事項の理事会への報告を要しないものとして理事会の開催を省略した。

以上の経過を明らかにするため、社会福祉法施行規則第２条の17第４項第1号及び第２号の規定に基づき、本議事録を作成する。

１　理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

*議案名記載*

*議案の概要記載*

２　１の事項の提案をした者の氏名

　　理事長　〇〇　〇〇

３　理事会への報告があったものとみなされた事項の内容

(1) ○○○○について

(2) ○○○○について

４　理事会の決議及び報告を要しないものとみなされた日

　　令和○○年○○月○○日

５　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

　　○○　○○

**【参考】**

**一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年６月２日法律第48号)**

（理事会の決議の省略）

**第96条**　社会福祉法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。

（理事会への報告の省略）

**第98条**　理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

２　前項の規定は、社会福祉法第45条の16第３項の規定による報告については、適用しない。

※一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第98条第２項の規定により、理事長及び業務執行理事による自己の職務の執行の状況についての報告は、省略することができないことに注意。

**社会福祉法施行規則(昭和26年６月21日厚生省令第28号)**

（理事会の議事録）

**第２条の17**法第45条の14第６項の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

（略）

４　次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一　法第45条の14第９項において準用する一法第96条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた場合　次に掲げる事項

イ　理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容

ロ　イの事項の提案をした理事の氏名

ハ　理事会の決議があつたものとみなされた日

ニ　議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名

二　法第45条の14第９項において準用する一法第98条第１項の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合　次に掲げる事項

イ　理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

ロ　理事会への報告を要しないものとされた日

ハ　議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名